

各学校法人理事長
各学校法人化志向幼稚園設置者 殿
私立幼稚園設置者

東京都生活文化スポーツ局私学部長
戸谷 泰之
(公印省略)

令和5年度私立幼稚園預かり保育推進補助金に係る交付申請書等及び預かり保育
実施状況調査表の提出について（依頼）

標記の件について、私立幼稚園預かり保育推進補助金交付要綱第7の規定に基づき、補助金の交付を受けようとする学校法人等は、下記により交付申請書等を提出してください。

また、学校法人及び学校法人化志向幼稚園設置者については、補助金交付事務の資料とするため、預かり保育実施状況調査表も併せて提出してください。

なお、幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等（TOKYO子育て応援幼稚園を含む）は、本補助金の対象になりませんので、交付申請書等及び預かり保育実施状況調査表の提出は不要です。また、預かり保育を実施していない幼稚園等も同様に提出は不要です。

記

1 提出書類（★は該当園のみ提出。（別表参照））

※交付申請書（第1号様式）及び本通知に係る資料は、次のアドレスからダウンロードしてください。

<https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/0000000715.html>

- (1) 令和5年度私立幼稚園預かり保育推進補助金に係る交付申請書等 4枚
(別記第1号様式3枚及び平均園児数算出表1枚)
- (2) ★令和5年度私立幼稚園預かり保育推進補助金実施率に係る確認書 1枚
・・・補助単価3の園のみ提出
- (3) ★令和5年度私立幼稚園預かり保育推進補助金に係る確認書（新制度移行園） 1枚
・・・新制度移行園のみ提出
- (4) ★「春期休暇中」「夏期休暇中」「冬期休暇中」の預かり保育の保育日誌の写し及び
保護者等への周知文書等（教育時間終了後及び早朝の日誌及び周知文書等は、提出不要）
・・・下記「5 申請についての留意事項」参照
- (5) ★預かり保育実施状況調査表 1枚
・・・学校法人及び学校法人化志向幼稚園設置者のうち、「教育時間終了後2時間」と「夏期休暇中」とのいずれか又は両方に申請する場合、提出が必要。個人立幼稚園設置者は提出不要。
- (6) 印鑑証明書（原則 令和5年11月1日以降のもの）

2 提出期限（別表参照）

- (1) 「冬期休暇中」の預かり保育を実施しない学校法人、学校法人化志向幼稚園及び個人立等幼稚園
令和5年12月15日（金曜日）必着
- (2) 「冬期休暇中」の預かり保育を実施する学校法人、学校法人化志向幼稚園及び個人立等幼稚園
令和6年1月10日（水曜日）必着

※いずれも郵送でのみ受付。冬期休暇中の預かり保育を実施する施設と実施しない施設とを両方設置する学校法人・設置者については、両方の施設を併せて、令和6年1月10日（水曜日）必着とする。

※封筒に「令和5年度預かり保育推進補助金交付申請書等在中」と朱筆で明記してください。

3 提出先

東京都生活文化スポーツ局私学部私学振興課助成担当 中村
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎18階北側

4 お問い合わせについて

お問い合わせいただく際は、できるだけメールにてお願いします。
お電話でご連絡いただきました場合、回答にお時間をいただくことがございます。大変恐れ入りますが、ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。

お問い合わせ先、お問い合わせ方法

メールアドレス：S1121501@section.metro.tokyo.jp

※件名を「預かり保育推進補助金（問合せ）」としてください。

※メール本文中に、幼稚園名と幼稚園番号を記載してください。

5 申請についての留意事項

- (1) **長期休暇中の日誌及び周知文書等**の提出にかかる留意点
 - ア 右上に必ず施設名と7ケタの幼稚園番号を記載してください。
 - イ 夏期休暇中について、通常保育に当たる**夏期保育日は「夏期保育」と日誌に明記してください。**私立幼稚園預かり保育推進補助金における「夏期休暇中の預かり保育」については、夏期保育の前後に4時間以上の預かり保育を実施している場合は、実施日数に含みますが、1（5）「預かり保育実施状況調査表」の「夏期休業預かり保育」については、夏期保育日は実施日数に含みませんので、御注意ください。
 - ウ **未入園児、卒園児等、幼稚園等に在籍していない児童等が日誌に含まれている場合は、マーカーで明記するなど区別できるようにし、実績人数には含めないでください。**
 - エ 周知文書は、長期休暇中の預かり保育の開始日及び終了日の記載があるものを御提出ください。
 - オ 日誌等の枚数が多い場合は、読み取れる範囲で縮小や両面コピー等をしていただいて構いません。
- (2) 交付申請書の記入にあたっては、別添1「私立幼稚園預かり保育推進補助交付申請書作成の手引き」及び「記入例」を御参照ください。
- (3) 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、別添2「幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園における留意事項」を御参照ください。
- (4) 提出書類の写しは、令和6年度から5年間保管してください。
- (5) 区市から委託を受けている場合で、委託事業の対象となっている教職員のみで預かり保育を実施している幼稚園等は、本補助金の対象にはなりませんので御注意ください。
- (6) 区市町村が実施する幼稚園型一時預かり事業の委託又は補助を受けている幼稚園等は、本補助金の対象にはなりませんので、御注意ください。
- (7) 令和4年度以前から設置者不在となっている幼稚園は、令和5年度中に設置者変更の認可がない限り、補助金の交付対象となりません。ただし、令和5年度に設置者不在となり、申請時点において設置者不在の幼稚園については、補助の対象となることがありますので、必ず担当まで御連絡ください。
- (8) 各幼稚園等の私立幼稚園預かり保育推進補助金への申請有無については、「令和5年度私立幼稚園等預かり保育補助選択調査」（令和5年9月27日付5生私振第977号にて区市町村に依頼）にて、区市町村より回答いただいております。当該調査の回答内容から変更が生じた場合は、担当まで御連絡をお願いいたします。
- (9) 令和5年6月又は7月に「令和5年度私立幼稚園預かり保育推進補助調査表」を御提出いただきました幼稚園等につきましては、「令和5年度における教育時間終了後及び早朝の平均預かり園児数について」を同封しております。調査表を提出していない幼稚園等で、本補助金の交付を希望する場合は、担当まで至急御連絡をお願いいたします。